

# 原子力安全庁(仮称)のモニタリング 関係予算について

平成24年1月

内閣官房

原子力安全規制組織等改革準備室

# 原子力施設事故影響調査に必要な経費（一括計上予算）

18. 5億円<復興特会>

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響について、環境中の人工放射能の環境放射能レベルに関する調査を行う。

## ◎ 文部科学省

- 環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ強化
- 航空機による放射性物質の地表面への沈着状況調査（広域）
- 放射性物質分布マップ

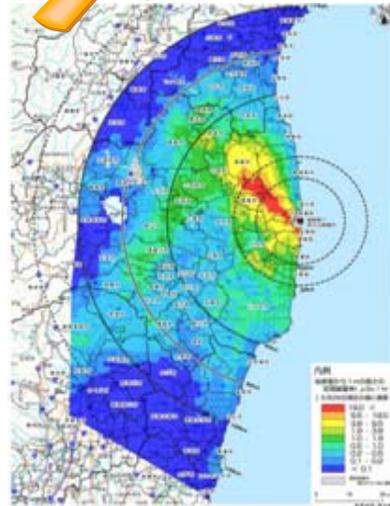
## ◎ 農林水産省

### ○ 農林水産省（本省）

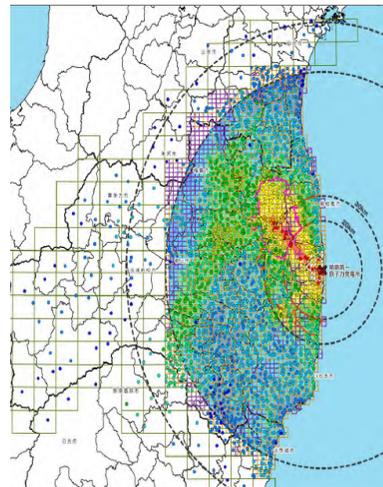
- 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移 等

### ○ 水産庁

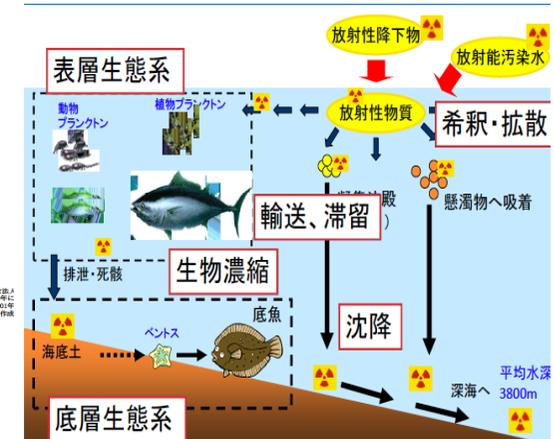
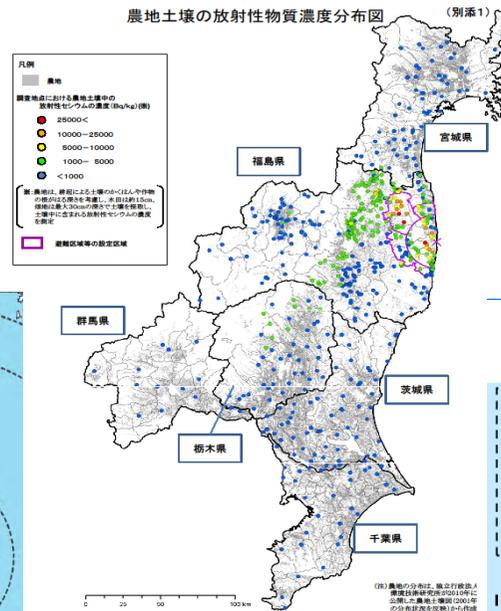
- 食物連鎖を介した放射性物質の動態把握 等



航空機による  
空間線量率の測定結果



放射性物質分布マップ



## 放射性物質監視推進事業

5.3億円(新規)〈エネ特会〉、8.6億円〈復興特会〉

原子力安全規制に関する組織の見直しについて(平成23年8月12日関係閣僚了解)

「環境モニタリングについては、有事はもとより、平時も国全体のモニタリング機能の維持・向上を図るための計画立案・調整を行う司令塔機能(SPEEDIの運用を含む。)を、新組織が担う。」

### ①緊急時のモニタリングの実効性担保のための動員計画策定

- 緊急時において放射線モニタリングを迅速かつ的確に行うためには、平時から、動員可能な機材及び人員の所在を把握し、動員計画を策定する必要。
- このため、放射線モニタリングのために活用可能な機材、放射線モニタリング実施に必要な知見を有する人材について、あらかじめ調査を行い、緊急時における動員計画を策定する。

### ②緊急時に原子力安全庁(仮称)が自ら現場の状況を把握するための体制整備

- 原子力安全庁(仮称)がその危機管理能力を発揮するためには、迅速に事故の現場に駆けつけ、自ら汚染状況を含めた現場の状況を把握することが必要。
- このため、以下の機器を全国10カ所に配備し、緊急時にこうした機器を車で運搬することにより、原子力安全庁や環境省地方組織の職員が現場の汚染状況等を迅速に把握できる体制を構築する。
  - ・可搬型モニタリングポスト、可搬型エアサンプラー、サーベイメーター、可搬型風向計 等

### ③自治体のニーズに即応した放射線モニタリングの実施

- 放射性物質汚染特措法に規定する除染特別地域・汚染重点調査地域以外の地域において、放射線量が通常よりも高い地点が発見された場合など、自治体等の要請に基づき、事態に即応した放射線モニタリングを委託により実施する。